

公安委員会 説明資料No. 1	「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について	令和4年5月19日 警 備 局
<p>1 趣旨</p> <p>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）の一部改正を行うもの。</p> <p>2 改正案の概要</p> <ul style="list-style-type: none">○ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号）の施行により、令和4年6月20日から小型無人機（100g以上のドローン等）の登録が原則義務化され、機体に登録記号の表示その他の登録記号を識別するための措置を講じなければ、小型無人機を航空の用に供してはならないこととされた。○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づき、小型無人機の操縦者は、あらかじめ都道府県公安委員会等に対して通報書を提出することとされているところ、通報書に小型無人機の登録記号の記載を求めることとする。○ また、警察署長への対面での機器の提示義務を緩和し、原則として、写真の添付で足りることとする。 <p>3 意見公募手続の実施結果</p> <p>改正案について、令和4年4月8日から5月7日までの間、意見公募手続を実施したところ、1件の意見が寄せられた。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和4年6月20日（月）</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	犯罪対策閣僚会議 (第34回)について	令和4年5月19日 長官官房 生活安全局 サイバー警察局
--------------------	------------------------	---------------------------------------

1 開催日時・構成員

- 令和4年5月20日（金）閣議後
- 構成員：全閣僚

2 議題

(1) 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（案）等について

「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）の策定から5年が経過したところ、現下の情勢や課題に対応するため、以下2点に関し、決定予定

- 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定
- 「児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について」（平成28年4月8日犯罪対策閣僚会議申合せ）の改正

(2) 「公共空間化」するサイバー空間の安全安心の確保について

極めて深刻となっているサイバー空間の脅威の情勢や政府の取組状況等について、国家公安委員会委員長等から報告予定